

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						
第1条～第7条 略					第1条～第7条 略						
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)						
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
1 ～ 50	略					1 ～ 50	略				
51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅(共同住宅を除く。	51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅(共同住宅を除く。

現 行 条 例			改 正 条 例		
建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	84,800円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円))の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。	建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	84,800円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円))の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。
	(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの			(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの	
	118,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,400円)	ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに		118,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,400円)	ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに
	(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの			(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの	
	164,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、35,000円)			164,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、35,000円)	
	ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、 <u>129,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円)を加えた金額</u>			ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 <u>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)(以下この項から55の項までにおいて「基準省令」という。)第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)ま</u>	

現 行 条 例				改 正 条 例			
			<p>規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			<p>でに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額</u></p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関によ</p>	<p>規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>る技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,500円）</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円 （判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ（2）において同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方</p>				<p>る技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、14,500円）</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 457,000円 （判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のニ（2）において同じ。）で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方</p>	

現 行 条 例					改 正 条 例						
			メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの 189,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,200円)				メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの 189,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,200円)				
52	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律（以下こ の項におい て「法」と いう。）第 55条第1項 の規定に基 づく低炭素 建築物新築 等計画の変 更の認定の 申請に対す る審査	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	イ 工事の着手予定時期及び完 了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定 を申請する場合 次に掲げる 当該申請に係る1棟の住宅の 当該申請の対象である戸数の 区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸 以内のもの 49,700円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸 以内のもの 70,200円	変更 認定 申請 のと き	イ 同一の建築 物に係るこの 項の第4欄の ロとハの変更 認定を同時に 申請する場合 は、当該ロの 申請に係る手 数料は、徴収 しない。 ロ 住宅（共同 住宅を除く。 ）の用途に供 する部分及び 共同住宅以外 の用途に供す る部分を有す る一の建築物 を単位として 変更認定を申 請する場合は	52	都市の低炭 素化の促進 に関する法 律（以下こ の項におい て「法」と いう。）第 55条第1項 の規定に基 づく低炭素 建築物新築 等計画の変 更の認定の 申請に対す る審査	低炭 素建 築物 新築 等計 画変 更認 定申 請手 数料	イ 工事の着手予定時期及び完 了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定 を申請する場合 次に掲げる 当該申請に係る1棟の住宅の 当該申請の対象である戸数の 区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、9,000円) (2) 住宅の戸数が2戸以上5戸 以内のもの 49,700円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円) (3) 住宅の戸数が6戸以上10戸 以内のもの 70,200円	変更 認定 申請 のと き	イ 同一の建築 物に係るこの 項の第4欄の ロとハの変更 認定を同時に 申請する場合 は、当該ロの 申請に係る手 数料は、徴収 しない。 ロ 住宅（共同 住宅を除く。 ）の用途に供 する部分及び 共同住宅以外 の用途に供す る部分を有す る一の建築物 を単位として 変更認定を申 請する場合は

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p>(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</p> <p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの</p> <p style="text-align: right;">99,800円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</p>	<p>、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄の</p>		<p>(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</p> <p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの</p> <p style="text-align: right;">99,800円</p> <p>(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄の</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方</p>	<p>ロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			<p><u>ロ(2)から(4)までに定める金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 245,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方</p>	<p>ロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>メートル以内のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの 112,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,200円)</p>				<p>メートル以内のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、14,600円) (ロ) 床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの 112,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、35,200円)</p>				
53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)</p>	認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として認定を申請す</p>	53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)</p>	認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を一の建築物を単位として認定を申請す</p>

現 行 条 例		改 正 条 例		
	<p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、24,200円)</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合 にあっては、12,200円)を加えた金額</p>	<p>る場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同</p>	<p>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、12,200円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円 (評価機関審査を受けた場合 にあっては、24,200円)</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合 にあっては、12,200円)を加えた金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)</p>	<p>る場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）</u>第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 （判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>（ロ）床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 417,000円 （判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>建築物エ</u></p>	<p>時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			<p><u>に定める金額</u></p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)</u>に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 （判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>（ロ）床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 417,000円 （判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>基準省令</u></p>	<p>時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 166,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p>					<p>第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 166,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円)</p>			
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>	変更認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供</p>	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円</p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定め</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>	変更認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
向上計画の変更の認定の申請に対する審査	る金額		する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。	向上計画の変更の認定の申請に対する審査	る金額		する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する
	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)				(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)		
	(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)		ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する		(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)		ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する
	(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)				(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)		
	(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)		ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円 (評価機関審査を受けた		(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)		ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 <u>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合</u> ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る
	ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円 (評価機関審査を受けた				ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 <u>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合</u> ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る		

現 行 条 例		改 正 条 例			
	<p><u>場合</u>にあつては、12,200円) <u>を加えた金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請するときは、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		<p><u>1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円</u> <u>(評価機関審査を受けた場合に</u> <u>あつては、12,200円)を加えた</u> <u>金額</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合</u> ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額</p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が<u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>金額を合計した金額とする。</p> <p>ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請するときは、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ホ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	135,000円			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	135,000円	
	(判定機関審査を受けた場合 にあつては、12,200円)				(判定機関審査を受けた場合 にあつては、12,200円)		
	(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	224,000円			(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	224,000円	
	(判定機関審査を受けた場合 にあつては、31,700円)				(判定機関審査を受けた場合 にあつては、31,700円)		
	(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,200円			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,200円	
	(判定機関審査を受けた場合 にあつては、12,200円)				(判定機関審査を受けた場合 にあつては、12,200円)		
	(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	99,200円			(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	99,200円	
	(判定機関審査を受けた場合				(判定機関審査を受けた場合		

現 行 条 例					改 正 条 例						
			にあつては、31,700円)				にあつては、31,700円)				
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「基準省令」という。）</u> 第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 (<u>評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円</u>) (2) 当該申請に係る建築物について <u>基準省令第1条第1項第</u>	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこ	55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該申請に係る建築物について <u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合</u> 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円 (<u>評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円</u>) (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる当該申請に係る1	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこ

現 行 条 例		改 正 条 例	
<p><u>2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>	<p>の項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p>	<p><u>棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>	<p>の項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>	<p>20,100円</p>	<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p>	<p>20,100円</p>
<p>(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p>		<p>(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p>	
<p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p>	<p>21,600円</p>	<p>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p>	<p>21,600円</p>
<p>(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p>		<p>(評価機関審査を受けた場合にあつては、5,600円)</p>	
<p><u>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>		<p><u>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>	
<p>(1) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>		<p>(1) <u>当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住戸部分の床面積の合計(ただし、基準省令第5条第3項第1号の住宅については、建築物の床面</u></p>	

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,900円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築物につ いて基準省令第1条第1項第 2号イ(2)及びロ(2)に適合して いる旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1棟の建築物の床面積の合計 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,900円)</p>				<p><u>積の合計。)の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,900円)</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟 の住戸部分の床面積の合計(た だし、基準省令第5条第3項第 1号の住宅については、建築物 の床面積の合計。)の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,500円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 64,600円 (評価機関審査を受けた場合 にあつては、22,900円)</p>	

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 416,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、30,400円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>			<p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 416,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、30,400円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	

現 行 条 例					改 正 条 例				
			(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)				(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,700円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、10,900円)		
			(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 165,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、30,400円)				(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 165,000円 (判定機関審査を受けた場合 にあつては、30,400円)		
56	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。					備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。				